

高鍋町告示第2号

平成25年第1回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年2月25日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成25年3月4日(月)

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

水町 茂君	徳久 信義君
岩崎 信や君	緒方 直樹君
池田 堯君	中村 末子君
黒木 正建君	後藤 隆夫君
青木 善明君	永友 良和君
時任 伸一君	八代 輝幸君
津曲 牧子君	柏木 忠典君
山本 隆俊君	

---

○3月6日に応招した議員

同上

---

○3月11日に応招した議員

同上

---

○3月14日に応招した議員

同上

---

○3月15日に応招した議員

同上

---

○3月19日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成25年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 定期監査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 同意第1号 副町長の選任について
- 日程第6 同意第2号 公平委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第3号 監査委員の選任について
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第11 議案第1号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議案第2号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第3号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第4号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第5号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第6号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第7号 平成24年度高鍋町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 認定第1号 平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 議案第8号 西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第20 議案第9号 不動産の取得について
- 日程第21 平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計決算審査結果報告
- 日程第22 議案第10号 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について

- 日程第23 議案第11号 町道路線の廃止について
- 日程第24 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第25 議案第13号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第14号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第15号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第28 議案第16号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第17号 高鍋町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第18号 高鍋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第31 議案第19号 高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第20号 高鍋町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について
- 日程第33 議案第21号 平成25年度高鍋町一般会計予算
- 日程第34 議案第22号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第35 議案第23号 平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第36 議案第24号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第37 議案第25号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第38 議案第26号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第39 議案第27号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第40 議案第28号 平成25年度高鍋町水道事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 定期監査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 同意第1号 副町長の選任について
- 日程第6 同意第2号 公平委員会委員の選任について

- 日程第7 同意第3号 監査委員の選任について
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第11 議案第1号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第2号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第3号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第4号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第5号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第6号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第7号 平成24年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 認定第1号 平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 議案第8号 西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第20 議案第9号 不動産の取得について
- 日程第21 平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計決算審査結果報告
- 日程第22 議案第10号 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について
- 日程第23 議案第11号 町道路線の廃止について
- 日程第24 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第25 議案第13号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第14号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第15号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第28 議案第16号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第17号 高鍋町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第18号 高鍋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第31 議案第19号 高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第20号 高鍋町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について
- 日程第33 議案第21号 平成25年度高鍋町一般会計予算
- 日程第34 議案第22号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計予算

- 日程第35 議案第23号 平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第36 議案第24号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計予算  
 日程第37 議案第25号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算  
 日程第38 議案第26号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計予算  
 日程第39 議案第27号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算  
 日程第40 議案第28号 平成25年度高鍋町水道事業会計予算

出席議員（15名）

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	13番 永友 良和君
14番 時任 伸一君	15番 八代 輝幸君
16番 津曲 牧子君	17番 柏木 忠典君
18番 山本 隆俊君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君	事務局補佐 鳥取 和弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 萱嶋 稔君	教育委員長 …………… 黒木 知文君
農業委員会会長 …………… 渡瀬 俊弘君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長 …………… 間 省二君	政策推進課長 …………… 森 弘道君
建設管理課長 …………… 芥田 秀則君	農業委員会事務局長 …… 長町 信幸君
産業振興課長 …………… 田中 義基君	会計管理者兼会計課長 …… 井上 敏郎君
町民生活課長 …………… 三浦 敏君	健康福祉課長 …………… 河野 辰己君
税務課長 …………… 原田 博樹君	上下水道課長 …………… 日野 祥二君
教育総務課長 …………… 三嶋 俊宏君	社会教育課長 …………… 中里 祐二君

午前10時00分開会

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から平成25年第1回高鍋町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） おはようございます。

早春の香りを胸いっぱい、議場には、吸い込まれた議員の方々がいらっしゃると思いますが、きょう一日爽やかにまいりたいというふうに思います。

では、先日、議会運営委員会を開催をいたしました、その結果につきまして、御報告を申し上げます。

平成25年第1回定例会の招集に伴いまして、2月26日午前10時から議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

今定例会に付議されました案件は、同意が3件、諮問3件、平成24年度補正予算7件、平成24年度決算認定1件、契約の変更1件、不動産の取得1件、指定管理者の指定1件、町道の廃止認定2件、条例制定5件、条例の一部改正3件、平成25年度当初予算8件の35件であります。

このことに伴いまして、副町長及び関係課長にその概要の説明を求め、審議を行ったところであります。会期日程、議事日程につきましては、別紙予定表がお手元に配付されておりますが、出席委員全員意見の一致を見たところであります。

また、議員発議の追加提案の予定があるようでございます。

今定例会が円滑に運営されますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 隆俊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、14番、時任伸一議員、15番、八代輝幸議員を指名します。

---

### 日程第2. 諸報告

○議長（山本 隆俊） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより、朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略します。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとお

り派遣しましたので、これにより報告とします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、定期監査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） おはようございます。

地方自治法第199条第4項及び高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、監査委員2名を代表いたしまして、監査結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、平成25年1月21日付で町長、町議会議長、教育長に報告書を提出いたしました。

監査結果報告書は皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告申し上げます。

まず、第1に監査の対象及び重点事項としましたのは、東・西小中学校の図書を除く備品の管理状況についてでございます。

第2に、監査の期間でございますが、平成24年12月25日から平成24年12月28日まで、実質監査日数4日間でございます。

第3に、監査の方法でございますが、各学校とも、教育総務課職員及び学校関係者立ち会いのもと、備品管理簿、備品整理表と、現物の照合をいたしました。

第4に、監査の結果について申し上げます。各施設とも高鍋町財務規則に基づいた分類方法により備品管理簿、備品整理表は整理をされておりまして、備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されていることを認めました。

なお、消耗品に分類されるものや廃棄処分すべきものも一部見受けられましたので、適切に処理をされるよう要請をします。

また、PTAの所有物か寄贈されたものかが判別しない物品が混在をしておりましたので、その所有を明確にし、寄贈物品については備品登録をして、適正に管理されるよう要望します。

なお、つけ加えますと、全ての学童、生徒の机、椅子が全て更新され、教育環境の向上が図られておりました。

今回、監査の対象となりました備品の現在高は、別表のとおりでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。

平成24年12月1日から平成25年2月28日までの政務について、御報告を申し上げます。

まず、平成25年高鍋町消防始式についてでございますが、1月13日日曜日、小丸河畔河川敷広場で挙行いたしました。各部とも仕事や家庭を持った中、そして年末年始の多忙な中で訓練に精励され、大変すばらしい始式となりました。

また、始式の訓練ばかりではなく、夜警等にも一生懸命取り組まれ、改めて消防団の頼もしさを感じたところでございます。

なお、成績につきましてはお手元の政務報告に掲げているところでございます。

次に、企業立地調印式についてでございますが、1月15日火曜日、宮崎県庁で、医用機器を開発製造販売をされている株式会社ユニフローズと、宮崎県知事の立ち会いのもと、企業立地に関する協定書を締結いたしました。

今後とも、地域活性化のため、企業立地コーディネーターを活用した企業誘致活動に努めてまいります。

次に、交通事故死ゼロ730日市町村表彰伝達式についてでございますが、1月17日木曜日、町長室で伝達式があり、宮崎県交通安全対策推進本部長から、9日付での表彰がありました。今後とも交通安全の啓発に努め、交通死亡事故ゼロの継続を図ってまいりたいと考えております。

次に、春季野球キャンプについてでございますが、2月21日木曜日から3月2日土曜日まで、J F E 東日本硬式野球部が春季キャンプのために、本町に滞在され、歓迎式で地元の特産品等を贈呈するなど、選手、監督等を激励いたしました。

3月5日火曜日からは、桐蔭横浜大学硬式野球部もキャンプインすることになっており、本町でのキャンプが充実したものとなるよう努めていくとともに、スポーツキャンプ誘致につきまして、より多くの団体に働きかけをしながら、その取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、今回の取り組みを初め、さまざまな取り組みを積極的に進め、本町の発展につながりますよう努めてまいりたいと存じます。

以上、重立った政務について報告を申し上げます。なお、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

---

### 日程第3. 町長の施政方針

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第3、町長の施政方針を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 平成25年第1回高鍋町議会定例会の開会に当たり、平成25年度の町政運営方針に関する私の所信を申し述べ、高鍋町議会を初め、町民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

私は平成17年2月の町長就任以来、町民が主役のまちづくりを政治理念として、2期8年間にわたり、町政のかじ取りを担ってまいりました。そして、本年2月の町長選では町民の皆様の御信任をいただき、引き続き3期目の重責を担うこととなり、改めて、皆様から寄せられた期待の大きさと責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

町長就任時には、財政基盤の悪化や複雑多様化する行政ニーズへの対応など、町政を取り巻く環境が極めて厳しい中、ひたすら町民の福祉の向上、町の発展を願いながら、また



町政運営に当たっては、1期目では、公平と公正の町政、行財政改革の推進、市町村合併の推進、安心と安全のまちづくり、力強い産業の創出、福祉と文教のまちづくりの6つを、2期目では、安心安全なまちづくり、行財政改革の推進、産業の振興、市町村合併の推進、福祉・教育・スポーツの振興の5つを目標に、全力で職務の遂行に当たってきたところであります。

これらには、課題も残されているものと認識をしておりますが、一定の前進が図られたのではないかと考えております。

3期目にあたりましても、引き続き、町民が主役のまちづくり、効率的で信頼される行財政運営を基本に、安全安心なまちづくり、健康福祉のまちづくり、資源を生かした元気なまちづくり、こころ豊かなまちづくり、環境にやさしいまちづくりを目標に、高鍋町躍進のために全力で取り組んでまいり所存であります。

さて、長引く円高、デフレ不況、東日本大震災や欧州債務危機の影響など、我が国を取り巻く経済環境が厳しい中、口蹄疫、鳥インフルエンザの影響も重なり、本町の地域経済も大変疲弊している状況であります。政府・日銀の金融緩和、機動的な財政政策により我が国経済の先行きには、明るさも見え始めております。

本町としては、このような状況に対応するため、歳入の確保に力を入れ、費用対効果等から事業を選択するなど、限られた財源を有効的に活用しながら、国の補正予算に伴う学校施設環境改善交付金事業、社会資本整備総合交付金事業等を活用した補助事業、口蹄疫等からの復興を図る事業等を実施し、地域経済の活性化を積極的に図ってまいります。

また、本町が厳しい時代を乗り越え、町民に真に必要なサービスを提供し続け、活力ある町政を継続するとともに、いつまでも住み続けたい魅力ある高鍋町として発展していくためには、町民と行政の協働による本町の特性を生かした魅力あるまちづくりへの継続的な取り組みが必要であります。

そのため、平成22年3月に策定した高鍋町総合計画において、「住民参画による快適で美しいまちたかなべ、子どもがにぎわうまちづくり」を掲げ、若い人のみならず、誰もが住みたいと思える元気で活力のあるまちづくりに取り組んでいるところであります。

それでは、平成25年度の重点施策について、御説明申し上げます。

本年は、復興、防災、人にやさしいまち、この3つの優先課題に引き続き、全力を挙げて取り組むことをお誓いいたします。

まず1点目は、復興についてであります。長引く景気低迷の中、疲弊した本町の復興を図るため、さまざまな施策に積極的に取り組んでまいります。

商業では、高鍋商工会議所や高鍋町まちなか商業活性化協議会などと連携しながら、引き続き商店街の活性化に取り組んでまいります。

畜産業では、口蹄疫からの復興を図るため、埋却地再生整備事業などを実施してまいります。

農業では、葉たばこからの転換を図る事業、経営体育成事業、緊急生産調整対策事業な

ど、引き続き推進するとともに、安全で品質の高い農畜産物のブランド化に取り組んでまいります。あわせて、尾鈴地区土地改良事業による農業用水の確保など、農業基盤の整備を図ってまいります。

工業では、本年1月に、医用機器製造の企業と企業立地に関する協定書を締結いたしました。地域活性化のため企業誘致コーディネーターや町人会を活用し、企業誘致の促進を図ってまいります。

観光では、NPO法人高鍋町観光協会を中心とし、桜まつり、高鍋城灯籠まつりなど、地域の活性化に取り組むとともに、花守山整備事業、舞鶴公園周辺整備事業に着手してまいります。

また、関係団体が連携して取り組む観光振興基本計画の策定、観光交流促進・魅力情報発信事業によるテレビ、ラジオでのニュースや話題の放送、魅力ある郷土を後世に伝えるための町史編さん事業など、観光客誘致や地域の活性化を図ってまいります。

2点目は、防災についてであります。東日本大震災を教訓に、危機管理能力の高い、災害に強いまちづくりを推進するため、基本となる地域防災計画の改正を進めるとともに、災害時において町民サービスを停滞させないよう、業務継続計画策定に取り組んでまいります。

また、災害時に避難所となる町体育館の大規模改修、東・西小学校の外壁改修、屋上すりの設置、災害対策本部となる庁舎の耐震補強設計工事、避難道路の整備など、防災機能の強化を図ってまいります。

さらに、災害時等における町民への重要な情報伝達手段を確保するため、難聴地域を解消するための防災行政無線放送施設の整備を行うとともに、SOSネットワーク、防災情報配信システムの更新を行い、さらなる普及を図り、難聴地域を解消し、災害時における情報伝達システムの構築を図ってまいります。

また、地域防災力の強化を図るため、防災訓練、土砂災害訓練、津波訓練の実施や、災害時要援護者避難支援、地域見守り、自主防災組織の育成を引き続き実施してまいります。

3点目は、人にやさしいまちについてであります。障害者や高齢者を初め、地域で暮らしている誰もが安心して自立した生活を送ることができる、ともに支え合う地域福祉が充実したまちを目指す取り組みとして、障害者の相談支援を総合的、一元的に行う基幹相談支援センターの設置、地域社会における子育て支援や高齢者支援、多世代交流の環境の充実を図るための、高齢者等多世代交流拠点施設の設置などを実施してまいります。

また、子育ての不安が解消され、高鍋町で子供を生み育てようと思える「子育て世代が住み続けたいと思えるまち」を目指す取り組みを引き続き実施してまいります。

以上、重点施策について申し述べましたが、いずれも私ひとりあるいは職員のみでなし得ることはできません。町議会を初め、町民の皆様の御理解と御協力は不可欠であります。本町のさらなる発展のため、今後なお一層の御支援、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。平成25年度に臨む私の所信といたします。

---

#### 日程第4. 会期の決定

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は会期日程予定表のとおり、本日から3月19日までの16日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から19日までの16日間に決定いたしました。

---

#### 日程第5. 同意第1号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第5、同意第1号副町長の選任についてを議題といたします。

ここで、川野文明副町長の退席を求めます。

〔副町長 川野 文明君退席〕

○議長（山本 隆俊） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第1号副町長の選任について、提案理由を申し上げます。

現副町長の川野文明氏が平成25年3月31日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を副町長として選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして、御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 本件につきましては、再任でありますので、略歴の説明を省略します。

以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、同意第1号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、同意第1号副町長の選任については同意することに決定いたしました。

ここで、川野文明副町長の入場を許可します。

〔副町長 川野 文明君入場〕

---

#### 日程第6. 同意第2号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第6、同意第2号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第2号公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

現委員の児玉芳雄氏が平成25年3月25日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を公平委員会委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 本件につきましては、再任でありますので、略歴の説明を省略します。

以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、同意第2号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、同意第2号公平委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

---

### 日程第7. 同意第3号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第7、同意第3号監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、黒木輝幸代表監査委員の退席を求めます。

〔代表監査委員 黒木 輝幸君退席〕

○議長（山本 隆俊） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第3号監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

現委員の黒木輝幸氏が平成25年3月25日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 本件につきましては、再任でありますので、略歴の説明を省略します。

以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。これから、同意第3号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、同意第3号監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

ここで黒木輝幸代表監査委員の入場を許可します。

〔代表監査委員 黒木 輝幸君入場〕

---

### 日程第8. 諮問第1号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第8、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について、提案理由を申し上げます。

現委員の井手口順氏が平成25年6月30日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

このことにつきまして、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 本件につきましては、再任でありますので、略歴の説明を省略します。

以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。これから、諮問第1号を起立によって採決します。本件は、適任とすることに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定いたしました。

---

### 日程第9. 諮問第2号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第9、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 諮問第2号人権擁護委員の推薦について提案理由を申し上げます。

現委員の幸丸公子氏が平成25年6月30日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

このことにつきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 本件につきましては、再任でありますので、略歴の説明を省略します。

以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、諮問第2号を起立によって採決します。本件は、適任とすることに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定いたしました。

---

### 日程第10. 諮問第3号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第10、諮問第3号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 諮問第3号人権擁護委員の推薦について、提案理由を申し上げます。

現委員の大塚照夫氏が平成25年6月30日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

このことにつきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 本件につきましては、再任でありますので、略歴の説明を省略します。

以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。これから、諮問第3号を起立によって採決します。本件は、適任とすることに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、諮問第3号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定いたしました。

---

日程第11. 議案第1号

日程第12. 議案第2号

日程第13. 議案第3号

日程第14. 議案第4号

日程第15. 議案第5号

日程第16. 議案第6号

日程第17. 議案第7号

日程第18. 認定第1号

日程第19. 議案第8号

日程第20. 議案第9号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第11、議案第1号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）から日程第20、議案第9号不動産の取得についてまで、以上10件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第1号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）から議案第9号不動産の取得についてまでを一括して、提案理由を申し上げます。

まず、議案第1号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億6,054万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億2,110万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、緊急経済対策として編成された国の補正予算に伴う関係経費の追加及び平成24年度事業費の確定見込みに伴う歳入歳出の調整を行うものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、公共施設等施設整備基金積立金、ふるさとづくり基金積立金、庁舎耐震補強設計委託料、国民健康保険特別会計繰出金、私立保育園委託料、ため池耐震点検調査委託料、青年就農給付金、社会資本整備総合交付金事業、公園施設長寿命化計画策定業務委託、小丸団地外壁等改修工事、持田・石原団地耐震診断委託、非常備消防費費用弁償、東西小学校施設環境改善交付金事業、公民館別館耐震診断委託等の増額でございます。

歳入では、地方交付税、国・県支出金、寄附金、諸収入及び町債等の財源調整を行うものでございます。あわせて、庁舎耐震補強事業ほか8件の繰越明許費の追加または変

更、広報番組放送事業委託ほか2件の債務負担行為の追加、庁舎耐震補強事業ほか11件の地方債の追加または変更を行うものでございます。

次に、議案第2号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,631万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億9,217万円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、医療費見込み増に伴う一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増額、平成24年度拠出額確定に伴う共同事業拠出金の減額でございます。

歳入では、一般被保険者国民健康保険税の減額、医療費見込額増に伴う療養給付費国庫負担金の増額、財源調整のための準備積立基金繰入金の減額及び繰越金の増額でございます。

次に、議案第3号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,157万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,201万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では平成24年度納付額確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。歳入では、歳出の減額に伴い繰入金を調整するものでございます。

次に、議案第4号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,888万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億347万7,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、事業費確定に伴う工事請負費、補償補填及び賠償金等の減額でございます。

歳入では、負担金、使用料、国庫補助金、繰入金及び町債等の財源調整を行うものでございます。あわせまして、公共下水道事業の地方債の変更を行うものでございます。

次に、議案第5号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ626万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億6,768万1,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、介護認定調査票の調査項目の変更によるシステム改修委託及び介護給付費準備基金積立金の増額でございます。

歳入では、財政安定化基金支出金、一般会計繰入金、預金利子でございます。

次に、議案第6号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ72万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,773万円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、雑用水管理事業に新規加入となるかんがい使用箇所への水量計設置に要する費用の増額、事業費確定に伴う管理費の減額でございます。歳入では、歳出の増額に伴う財源の不足分を一ツ瀬川雑用水管理基金から繰り入れ



るものでございます。

次に、議案第7号平成24年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、資本的収入及び支出を補正するものでございます。

補正の内容といたしましては、収入では、企業債を4,000万円減額し、資本的収入を420万2,000円とするものでございます。支出では、職員の人事異動に伴う人件費として、一般改良費を30万円増額し、資本的支出を2億9,704万円とするものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億9,283万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填するものでございます。

次に、認定第1号平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算についてでございますが、本事業については、事業の完了に伴い、12月議会において歳入歳出予算を全額減額したものでございます。

このことにより決算が調製されましたので、平成24年度の歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第8号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更についてでございますが、平成25年4月1日に障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律となることから、規約中の当該法律名を変更したいので、地方自治法第252条の7第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第9号不動産の取得についてでございますが、本案につきましては、舞鶴公園に隣接する県有地を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上10件の議案につきまして、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） ここでしばらく休憩したいと思います。11時から再開したいと思います。

午前10時45分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

続いて担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） それでは、24年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）についての詳細説明を申し上げます。お手元のほうにA4の横紙ということで、国の補正予算に関しましての資料ということで配付させていただいておりますので、この分から御説明申し上げたいと思います。

今回の国の補正予算の対象となりました事業は、社会資本整備総合交付金事業、学校施設環境改善交付金事業、震災対策農業水利施設整備事業、県営農地整備事業の4事業でござ

ございます。

事業費は記載しているとおりでございます。

次に、国の国庫補助を差し引いた地方負担に係る地方債ということになりますが、この地方債の充当率につきましては原則100%でございますが、今回の県営農地整備事業につきましては、農政局で繰り越しとなったために、高鍋町では25年度の当初予算で対応することとなりました。

その関係上、充当率がこの事業に関しましては、この事業の通常充当率の90%を使うということで、90となっております。

また、これまで補正予算に伴う地方債の元利償還金につきましては、今年度に地方交付税に算入されてきておりましたが、今回は補助率が法で定められていない事業というのがあるそうなのですが、その事業などについては交付税では措置されない取り扱いとなっております。

次に、今回、補正予算にまた創設された地域の元気臨時交付金というのがございますが、それにつきましては地方負担額の8割相当額を元気臨時交付金で措置するというものがございますが、学校施設環境改善交付金事業のうち、特別会計分は対象にならないなどと予想される交付金の額はその資料に記載してとなっております。

ただし、この額につきましても今試算ということでございまして、確定は5月以降ぐらいになるのではなかろうかと判断しております。

また、それぞれの事業の概要につきましては、補正予算の中のほうで御説明を申し上げたいと思います。

それでは、補正予算第5号について御説明に入らせていただきます。

今回の補正につきましては、今申し上げました、国の補正予算に伴います追加分と24年度の事業費の確定及び見込みに伴いまして歳入歳出の減額調整というものが主な要因となっております。

では、歳出のほうから御説明いたします。26、27ページをお願いいたします。

まず、財政管理費の補助金につきましては、町民提案型として取り組みましたたかなべ未来づくり事業で、3件実施いたしました。その執行残につきまして減額するものでございます。

財産管理費、基金管理費につきましては基金の運用利息、及び寄附金を公共施設等整備基金ほか5の基金へ積み立てるものでございます。

28、29ページをお願いいたします。

庁舎管理費の委託料につきましては、庁舎の耐震補強工事の設計委託ということでございまして、これは国の補正予算に伴うものでございます。

続きまして、企画費、活性化推進事業費の公有財産購入費につきましては、今回財産の取得ということで議案を提案させていただいておりますが、農業高校島田圃場跡地の購入契約に伴います執行残を減額するものでございます。

補助金につきましては、大学1校が合宿を見送ったことに伴い減額となっております。

30、31ページのほうをお願いいたします。

電算化推進費の委託料と使用料及び賃借料につきましては、本年度に電算機器の入れかえを行ったわけですが、その執行残について減額するものでございます。

衆議院議員選挙費につきましては、これは、事業費がもう確定しておりまして、その執行残を減額するものでございます。

32、33ページをお願いいたします。

社会福祉費の繰出金につきましては、保険料負担の緩和、あるいは財政基盤の安定に係る分につきまして、一般会計から国民健康保険特別会計のほうへ繰り出すというものでございます。

老人福祉費の繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計の医療費の実績見込みから減額ということになったものでございます。

同じく、老人措置費につきましても事業費の確定見込みから減額となっております。

34、35ページをお願いいたします。

障害福祉費の備品購入費でございますが、来年度開設予定にしております基幹相談支援センターで使用いたしますパソコンや机、椅子等の事務用品の購入費でございます。

扶助費につきましては、事業費確定見込みから減額となっております。

児童措置費の委託料につきましては、転入あるいは就労等により保育園児が増加したこと、それと保育士の給与改善費と入所措置児童の処遇改善費が加算されたことに伴いまして増額となります。延長保育事業の補助金につきましては、これは事業費の確定見込みから減額となっております。

36、37ページをお願いいたします。

予防費の委託料につきましては、日本脳炎、肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン及びインフルエンザの予防接種者につきまして、見込み者が見込みを下回ったということでございます。に伴って減額となっております。

健康増進事業の減額につきましては、これ乳がんの検診者でございますが実績によって減額となりました。

38ページ、39ページをお願いいたします。

環境衛生費の補助金でございますが、西都児湯環境整備事務組合、これ斎場ですけど、の火葬場建設費について減額するものでございます。

母子衛生費の委託料及び、扶助費につきましては、妊婦の健診回数が減少したことに伴う減額でございます。

塵芥処理費の需用費につきましては、これ、ごみ袋の入札でございますが、その執行残を減額するものです。

西都児湯環境整備事務組合負担金の減額につきましては、クリーンセンターの負担分につきましては、24年度分は22年度のごみ量で算出すべきところでしたが、

21年度分で算出していたということで、これによる計算違いと申しますか、それに伴う減額と売電に伴う益金の返還金となっております。

40ページ、41ページをお願いいたします。

農業振興費の補助金につきましては、入札による減額と事業費確定見込みによる減額でございます。

新生産調整対策事業費の補助金につきましては、キャベツ、白菜、そばの重点作物等の作付面積が確定いたしまして、それに伴って減額となっております。

畜産業費の補助金につきましては、家畜の導入実績と埋却地陥没修復に伴う実績見込みから減額となっております。

農地費の委託料につきましては、これ、国の補正予算に伴っておりますが、ため池の耐震点検調査を行うというものでございます。

尾鈴地区土地改良事業費負担金につきましては、染ヶ岡鬼ヶ久保地区の県営事業分ですが、これが確定いたしまして町の負担分が減額となったものでございます。

42、43ページをお願いいたします。

農政企画費の補助金につきましては、新たに就農された御夫婦がいらっしゃいますが、その方の半期分を追加補助するというものでございます。商工業振興費の補助金につきましては、いずれも事業費が確定したことに伴い減額するものでございます。

土木総務費の補助金につきましては、耐震補修工事等の補助申請が少なかったことによって減額となっております。

44、45ページをお願いいたします。

道路新設改良費の町単独道路改良費は、実績見込みから減額するものでございます。社会資本整備総合交付金事業、これは国の補正予算を伴っておりますが、町内全域の町道の点検調査と平原3線ほか10路線の舗装改修工事を行うというものでございます。

河川総務費の委託料は、当初では点検管理のみを委託しまして、災害時の出動実績に応じて追加することとなっております、この実績に基づき補正をするものでございます。

都市計画総務費の委託料につきましては、これも国の補正予算を伴っておりますが、公園施設長寿命化計画を策定する委託料でございます。

公共下水道費の繰出金は、下水道特別会計の国庫補助金等の歳入が増加した関係で一般会計の繰出金については減額するというものでございます。

46、47ページをお願いいたします。

住宅管理費の増額、これも国の補正予算に伴うものでございまして、委託料は小丸団地A棟、B棟の外壁等の改修工事の設計・監理委託料でございます。それと、持田団地の中耐の1号、2号棟と石原団地の耐震診断の委託料でございます。工事請負費は小丸団地A棟、B棟の屋根、外壁の改修工事費でございます。

非常備消防費の旅費につきましては、火災や行方不明者捜索の出動が多かったことに伴って増額となっております。

48、49ページをお願いいたします。

小学校費、学校管理費の増額につきましては、これも国の補正予算に伴うものでございます。需用費は事業費の1%分が事務費として交付されるものでございます。

委託料につきましては、東小第2棟の屋上階段の設計と監理委託料でございます。

工事請負費は、東小では第1棟が外壁改修と屋上手すり設置、第2棟が外壁改修と屋外階段設置と屋上手すり設置、第3棟が屋上手すり設置の各工事であります。

西小につきましては、第1棟が外壁改修と屋上の手すり、第2棟が屋上手すり、第3棟が外壁改修と、それぞれ明細については異なっております。

中学校教育振興費でございますが、負担金補助及び交付金につきましては、秋季、秋ですが、の中学校総合体育大会の県大会及び西都児湯大会への出場の交付金となっております。

50ページ、51ページをお願いいたします。

公民館の委託料につきましては、これも同じく国の補正予算に伴うものでございまして、中央公民館、別館ですが、この建物の耐震診断を委託したいということの委託でございます。

保健体育総務費の補助金でございますが、これは全日本総合バスケットボール選手権、小学生ソフトテニス、ジュニアオリンピック等の全国大会と卓球の九州大会への出場の補助金でございます。

学校給食費の委託料につきましては、給食調理の業務委託につきまして入札に伴いまして執行残が生じた分の減額でございます。

52、53ページにつきましてお願いいたします。

公共土木施設災害復旧費の工事請負費でございますが、これにつきましても、補助災害の事業費が確定したことに伴いまして減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

14、15ページをお願いいたします。

地方交付税につきましては、交付額が確定しております。衛生手数料につきましては実績見込みによるものでございます。民生費国庫負担金の障害者医療費負担金でございますが、これも実績見込みによります。児童措置費負担金は、私立保育園児の増加、先ほど説明申し上げました保育士の給与改善と入所措置児童の処遇改善費の加算分の増額でございます。

保険基盤安定国庫負担金は、保険料負担の緩和による増額となっております。

災害復旧費国庫負担金は、事業費の確定に伴う減額でございます。

16、17ページをお願いいたします。

土木費国庫補助金と教育費の小学校費補助金につきましては、先ほど説明申し上げました国の補正予算に係る増額分でございます。

防衛施設周辺対策事業国庫補助金につきましては、防災行政無線設計の委託料の確定に

伴う増額となっております。

18、19ページをお願いいたします。

県負担金の児童措置費負担金と保険基盤安定負担金の増額につきましては、これは国庫補助金と同じ理由の増額でございます。

民生費県補助金、社会福祉費補助金の相談支援体制充実・強化事業補助金につきましては、歳出で御説明いたしました、来年度開設予定にしております基幹相談支援センターの開設準備補助金ということになっております。

システム改修につきましては、障害者自立支援法改正が行われますが、それに向けたシステム改修の補助でございます。農業費の補助金ですが、そのうち青年就農給付金は、これも歳出で申し上げましたが、新たな就農者への補助金となっております。

震災対策農業水利施設整備事業補助金につきましては、ため池等の調査に係る、これ、国の分ですが、補正に係る補正予算分でございます。

20、21ページをお願いいたします。

教育費県補助金から農林水産業費委託金にまでにつきましては、実績見込みとなっております。利子及び配当金につきましては、これ実績でございます。

寄附金につきましては、寄附申し込み者の意向を確認した上で、それぞれの歳入科目ということで計上しております。

22ページ、23ページをお願いいたします。

公共施設等整備基金繰入金でございますが、これにつきましては別途財源の手当てができませんでしたことから減額するものでございます。

24、25ページをお願いいたします。

町債でございますが、事業実績に応じまして各事業で減額となっておりますけども、庁舎耐震事業債、社会資本整備総合交付金事業債、中央公民館耐震事業債、小学校施設環境改善交付金事業債につきましては、歳出でも御説明申し上げましたが、国の補正予算に伴って追加増額するというものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正について御説明申し上げます。追加8件と変更1件でございますが、口蹄疫ファンド事業につきましては、これ高鍋大師花守山でございますが、遊歩道と排水路工事につきまして年度内完成が見込めないことから繰り越します。その他事業につきましては、いずれも国の補正予算に伴うもので年度内の完成は困難でありますから、明許繰越を行うというものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございますが追加3件となっております。広報番組放送事業につきましては25年度予算で高鍋町を広報、宣伝するというのでそのテレビ番組を放送する予定にしておりますが、放送に向けた協議を少しでも早く進めるためのものでございます。

基幹相談支援センターにつきましては、4月開設に向けて3月中に委託契約を締結する関係から債務負担を行うものでございます。

高鍋町持田地区高齢者福祉センター管理委託につきましては、これ指定管理者との契約となりますが、3月中に5カ年分の協定を締結するために債務負担を行うというものでございます。

最後に、8ページ、9ページをお願いいたします。

地方債補正であります。追加3件、変更9件であります。追加の3事業につきましては、先ほどから説明しております国の補正予算に伴う地方債の借入分でございます。変更の社会資本整備総合交付金事業は、国の補正予算に伴って12月に1回地方債補正しておりましたが、その地方債について増額する変更ということになっております。

その他の8件につきましては、事業費が確定したということから減額するというものになってございます。

以上で、一般会計補正予算（第5号）の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第9号不動産の取得についてということで、詳細説明を申し上げます。

今回取得します土地は、宮崎県が所有します高鍋町大字南高鍋6931番1ほか1筆となっております。地積につきましては1万1,534平方メートルでございます。

取得価格につきましては1,060万円となっております。これ、仮契約を結んでおりますが、その締結日につきましては、平成25年2月8日となっております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） それでは、議案第2号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

補正予算書をお開きください。

まず、歳出についてでございますが、12ページ、13ページになります。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付金につきましては、当初、前年度の医療の伸びを考慮しまして3%の増で見込んでおりましたが、12月末現在における決算見込みが例年並みの5%程度の増となっているために増額をお願いするものでございます。

次の段、一般被保険者高額療養費についてでございますが、前年度の過誤調整請求と未熟児出生等によりまして支出が重なったことによる増額でございます。

次の段と、その下の段、後期高齢者支援金、介護納付金につきましては、財源である国民健康保険税の補正予算に伴う財源更正でございます。

次のページ、14ページ、15ページになります。

共同事業拠出金、高額医療費拠出金でございます。これにつきましては、平成24年度拠出額確定に伴う減額でございます。

続きまして、歳入のほうになります。8ページ、9ページをお開きください。

上段のほうでございますが、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税でございま

すが、これにつきましては、平成25年1月現在の調定実績に基づく減額でございます。減額の主な要因といたしましては、課税総所得の減、及び被保険者数の減でございます。

次に、同ページ中段、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金につきましては、歳出の医療費見込み増に伴い国が32%負担するものでございます。

次の高額医療費共同事業負担金につきましては、平成24年度高額医療費共同事業拠出金確定に伴いまして、国、県、それぞれ負担割合を4分の1を減額するものでございます。

次の特定健診負担金につきましては、平成24年度交付額が確定に伴う減額でございます。

下の段、県支出金、県負担金につきましても同様でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

繰入金、一般会計繰入金についてでございますが、保険基盤安定分、財政安定化分、いずれも平成24年度一般会計負担額確定に伴う増額でございます。

次の段、準備積立基金繰入金につきましては、財源調整に伴う減額でございます。

次の段、繰越金につきましては、財源として留保しておりました前年度からの繰越金を全額計上するものでございます。

以上でございます。

それでは続きまして、議案第3号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正内容といたしましては、歳出では、平成24年度納付額確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。歳入につきましては、歳出の減額に伴い繰入金を調整するものでございます。

それでは、詳細説明を申し上げます。補正予算書をお開きください。

10ページ、11ページになります。歳出のほうになります。

後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、共通経費負担金につきましては、広域連合の運営経費でございます。

その下の療養給付費負担金につきましては、平成24年度決算見込み額確定による当該年度負担金確定に伴う減額でございます。

なお、決算確定後に次年度精算となっております。

その下、療養費市町村負担金につきましては、広域連合が本年度から取り組んでおります療養費支給申請に係る審査業務委託金、委託分の負担金でございます。

続きまして、歳入になります。8ページ、9ページをお開きください。

繰入金、一般会計繰入金でございますが、これにつきましては、歳出のそれぞれの負担金相当分を同額一般会計から繰り入れるものでございますが、歳出額の確定に伴いましてそれぞれ繰入額を調整するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第5号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）につ



いて説明を申し上げます。

今回の補正内容といたしましては、歳入では県支出金、一般会計繰入金、預金利子の増額、歳出では総務費一般管理費と基金積立金の増額でございます。

それでは、詳細説明を申し上げます。補正予算書をお開きください。

まず、歳出についてでございますが、10ページ、11ページになります。

総務費、総務管理費、一般管理費の委託料の19万4,000円につきましては、介護保険認定マークシートの調査項目変更によるプログラム変更委託でございます。

次の基金積立金、介護給付費準備基金積立金につきましては、県の準備基金交付金が889万6,000円交付されることになったための差額と定期預金利子を合わせまして607万4,000円を増額し、介護給付費準備基金へ積み立てを行うものでございます。

次に、歳入についてでございますが、8ページ、9ページをお開きください。

県支出金、財政安定化基金支出金でございますが、第5期介護保険料の上昇緩和に充てるため宮崎県が設置している財政安定化基金を取り崩しまして、保険料率増加の抑制を図るために市町村に交付されるものでございます。計画期間内3年の分割で予算を計上しておりましたが、平成24年度内に全額交付されますので、その差額、593万円を増額するものでございます。

次に、同ページ中段、繰入金、一般会計繰入金につきましては、一般会計から介護保険特別会計への一般事務繰り入れとして19万4,000円を増額するものでございます。

諸収入、預金利子につきましては、介護給付費等準備基金の定期預金利息でございます。以上でございます。

議案第8号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更についてでございますが、障害者自立支援法から障害者の日常生活及び生活を総合的に支援するための法律改正に伴いまして、規約の変更をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） それでは、議案第6号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第2号）につきましての詳細説明をさせていただきます。お手元予算書10ページからお開きいただきたいと思います。

歳出のほうから御説明いたします。

歳出の下段のほうですけれども、施設管理費でございますが、前回と前々回の議会等でも御審議いただいた案件とかかわってまいりますけれども、これまで受益地外で使用されてきました一ツ瀬川地区かんがい用水につきまして、25年度から雑用水管理事業に編入するに当たりまして、その農地での利用水量、これを計測するための水量計の設置が必要となります。

それに要します、それぞれの不足額、水道メーター器、これ6基ほど購入します。50ミリから250ミリまでなんですけど、6基の購入費310万4,000円、それから、

附属の消耗品が20万円、それと設置工事費、請負ですけれども、請負費として35万円を増額させていただくものでございます。

それに伴い一般管理費、上のほうの一般管理費も施設管理費もそうですけれども、それぞれの需用費とか役務費などの予定の残額、それから公課費、消費税の額確定による執行残額や積立を予定しておりました一ツ瀬川雑用水基金への積立金などを減額することで調整させていただくものでございます。

ですが、トータルで72万6,000円の増額補正というふうになるものでございます。では、前ページ8ページに戻っていただきます。歳入でございますけれども、只今の歳出で増額となります72万6,000円の歳入不足分の対応のために、その額を一ツ瀬川雑用水管理基金から取り崩し繰り入れさせていただく増額の補正でございます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（山本 隆俊） 続きます、建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） それでは、認定第1号平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

歳入歳出8,000円を当初予算で計上いたしておりましたが、平成23年度中に納付が確認できましたことから清算金事務の全てが終了いたしました。

そのため12月の議会におきまして、歳入歳出予算の8,000円全額を減額補正しております。したがって、予算書でございますけれども歳入歳出0円の決算となったものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ここでしばらく休憩したいと思います。議案第7号についてですね、一部訂正の申し出がございました。只今から議会運営委員会を開きますので正副議長室に議連の方々はお集まりいただきたいと思います。45分から再開ということをお願いしたいと思います。

午前11時40分休憩

.....  
午前11時55分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

本日、町長から提出された事件の訂正請求書について、訂正したいとの申し出があります。そのことにつきまして、議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。只今、議長諮問により、正副議長室におきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

議案第7号について、訂正請求書が提出され、執行部より詳細説明を受け、慎重に審議を行いました結果、本日追加して審議を行うことで、出席委員全員、意見の一致を見た

ころであります。

議員各員の御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（山本 隆俊） 只今の報告のとおり、事件の訂正請求書の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。

お諮りいたします。只今、議題となっております、事件の訂正請求書の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、事件訂正請求書の件を許可することに決定しました。

詳細説明を、上下水道課長。

○上下水道課長（日野 祥二君） 只今、議案についての字句の修正で、大変御迷惑をおかけしました。申しわけありません。おわびを申し上げます。

それでは、詳細説明をいたします。議案第4号。平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細を説明をいたします。12ページ、13ページの歳出から説明いたします。

土木費、都市計画費、総務費の報償費につきましては、下水道受益者負担金の一括納付者がふえたため、前納報償金を増額するものでございます。

委託料につきましては、調定件数の増加に伴い、下水道使用料徴収事務委託料を増額するものでございます。

次に、公共下水道費の工事請負費でございますが、減額の主な理由につきましては、下水道工事がおおむね確定したことと、蓑崎交差点付近から脇方面へ路線を考えておりましたが、舞鶴団地からのつなぎ込みのほうが有利と判断し、設計をやり直すため、工事を次年度に繰り延べをいたしました。そのための調整を行ったものでございます。

補償補填及び賠償金につきましては、下水道工事の支障物件となる上水道配水管の布設替工事の補償を行うものでございますが、補償金の確定により減額するものでございます。

積立金につきましては、消費税還付金の減により、減債基金積立金を減額するものです。公債費、元金につきましては、収入増に伴う財源の更正を行うものです。

次に、8から11ページの歳入を説明いたします。

8ページ、負担金、土木費負担金の下水道負担金でございますが、一括納付者の増、農地2件の徴収猶予の解除に伴い、増額するものでございます。

次に、使用料及び手数料、使用料、土木使用料の下水道使用料でございますが、滞納処分納入に伴い増額をするものでございます。

次に、土木手数料の下水道手数料につきましては、下水道排水設備等指定工事店登録及び責任技術者登録に伴う、町への登録手数料の納入によるものでございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金の都市計画費補助金につきましては、国庫補助金の確定に伴い、増額するものでございます。

次に、県支出金、県補助金、土木費県補助金の都市計画費補助金につきましては、県交付金の通知がありましたので、減額をするものでございます。

10、11ページをお開きください。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出や他の歳入との調整により、減額するものでございます。

諸収入、雑入でございますが、下水道使用者協力金につきましては、区域外からのつなぎ込みが1件ございました。

また、還付金収入につきましては、確定に伴い、減額するものでございます。

次に、町債、土木債の都市計画債でございますが、下水道事業料がおおむね確定したことに伴う減額でございます。

4、5ページをお開きください。地方債の補正でございますが、先ほど説明いたしましたように、土木債が減額となりましたので、限度額の補正を行うものでございます。

以上で、下水道事業の補正予算の説明を終わります。

次に、議案第7号平成24年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）について説明を行います。今回の補正につきましては、資本的収支の補正でございます。

補正予算書2ページをごらんください。款の1、資本的収入、項の4、企業債、目の企業債、4,000万円の減につきましては、当初、起債の借入を予定しておりましたが、起債借り入れ予定額が、計算上3,000万円程度となることや、今後の起債圧縮のためにも、自己資金で対応することが適当と判断したため、減額するものでございます。

支出でございますが、資本的支出、項の建設改良費、目の配水管布設替工事費、30万円の増でございますが、職員の人事異動に伴い、給与費等を増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明を終わりました。

ここで、しばらく休憩したいと思います。13時10分から再開をしたいと思います。

午後0時10分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

## 日程第21. 平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について

○議長（山本 隆俊） 日程第21、平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計決算審査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） 高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計設置条例が廃止されたことに伴いまして、地方自治法第233条第2項の規定により、平成24年度決算が審査に付されましたので、監査委員2名を代表いたしまして、審査結果を

御報告いたします。

決算審査は、去る25年1月29日、役場において、書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を2月13日に町長に提出いたしました。

決算審査意見書は、皆様のお手元に配付されております。その内容について御報告申し上げます。

第1に、審査の対象となりましたのは、平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計でございます。

第2に、審査の期間でございますが、先ほど述べましたとおり平成25年1月19日の1日間でございます。

第3に、審査の方法でございますが、平成24年度の高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計決算の審査に当たりましては、町長から提出された歳入歳出決算書、附属書類として提出された歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び清算金に関する調書について審査するとともに、担当課長及び担当職員に説明を求めました。

第4に、審査の結果について申し述べます。平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計決算は、関係諸帳票を初め、その他の証拠書類などを照合審査しました結果、決算に関する計数はいずれも正確で、清算事務が完了したことを確認いたしました。

以上、御報告いたします。

---

日程第22. 議案第10号

日程第23. 議案第11号

日程第24. 議案第12号

日程第25. 議案第13号

日程第26. 議案第14号

日程第27. 議案第15号

日程第28. 議案第16号

日程第29. 議案第17号

日程第30. 議案第18号

日程第31. 議案第19号

日程第32. 議案第20号

日程第33. 議案第21号

日程第34. 議案第22号

日程第35. 議案第23号

日程第36. 議案第24号

日程第37. 議案第25号

日程第38. 議案第26号

日程第 39. 議案第 27 号

日程第 40. 議案第 28 号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第 22、議案第 10 号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定についてから、日程第 40、議案第 28 号平成 25 年度高鍋町水道事業会計予算についてまで、以上 19 件を一括して議題といたします。

一括して、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第 10 号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定についてから、議案第 28 号平成 25 年度高鍋町水道事業会計予算についてまでを、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 10 号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定についてでございますが、本案につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、高鍋町持田地域まちづくり協議会を高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者として指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 11 号町道路線の廃止について及び議案第 12 号町道路線の認定についてでございますが、本案は国道 10 号及び県道木城高鍋線並びに県道高鍋高岡線の建設改良に伴う、町道のつけかえ等による町道路線の廃止及び認定をするため、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 13 号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、平成 25 年 4 月 1 日に障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律となることから、条例中の当該法律名を変更するものでございます。

次に、議案第 14 号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、これまで環境省令で定められていた基準のうち、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格について条例で定めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 15 号道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。道路法施行令が改正され、津波避難設備及び太陽光発電設備並びに風力発電設備が、道路占用許可の対象物となることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 16 号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、本案につきましては、高齢者を初め子供から現役世代、健常者から障害者まで幅広い世代が交流を行う施設として高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設を設置するため、その設置及び管理に関して条例で定めるものでございます。

次に、議案第 17 号高鍋町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定

める条例の制定についてでございますが、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、これまで国の省令で定められていた地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者の資格と地域密着型介護老人福祉施設の入所定員について、条例で定めるものでございます。

次に、議案第18号高鍋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。本案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、高鍋町新型インフルエンザ等対策本部に関し、条例で定めるものでございます。

次に、議案第19号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、新田原飛行場関連再編関連特別事業による農産物加工施設が完成するため、当該施設の設置及び管理に関して条例で定めるものでございます。

次に、議案第20号高鍋町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定についてでございますが、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、これまで県が定めていた風致地区内における建築物等の規制について、条例で定めるものでございます。

次に、議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算についてでございますが、昨年9月に示された政府の中期財政フレームでは、昨年に引き続き東日本大震災からの復興、福島の再生を最優先課題として取り組む一方で、新規国債発行額や基礎的財政収支対象経費が24年度を上回らないこと、また地方財政の安定的運営を踏まえ、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた一般財源規模は、前年度程度下降することとされたところでございます。

また、新政権発足に伴い日本経済再生に向けた経済緊急対策として、10兆2,000億円の大型補正予算が編成されたところでございます。この予算は、国は24年度補正予算として成立させましたが、地方自治体の予算は24年度補正予算もしくは25年度予算に計上し、施行は25年1月から26年3月までの15カ月で行うという今までにない取り扱いとなったところでございます。

さて、本町の財政状況でございますが、財源調整のための財政調整基金を取り崩してきた予算編成から、基金を積み立てるまでに改善されたところでございます。

一方で、本格的な高齢化社会の到来で、社会保障関連扶助費の増嵩は著しく、加えて、特別会計への繰出金、一部事務組合負担金等も高どまりが続いているところでございます。このような中で、健全な財政運営を目標に事業の必要性、緊急性、費用対効果を検証し、総合計画や事務事業、外部評価を反映した予算編成に取り組んだところでございます。

また、国の補正予算に伴う関係経費を合わせて計上することといたしました。

なお、先月町長選挙が実施されましたことから、平成25年度予算は経常経費を中心とした骨格予算として編成しておりますが、国の補正予算に係る事業費及び6月の議会日程では工期を確保できない事業などを計上した結果、平成25年度一般会計当初予算は歳入歳出それぞれ68億4,600万円となり、前年度対比は額で2億5,100万円、率で3.

8%の伸びとなったところでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

町税につきましては景気の改善が見込めず、法人町民税が減収見込みでございますが、個人町民税、固定資産税、たばこ税が増収となり、町税全体では前年度並みを確保できる見込みでございます。

地方譲与税から地方特例交付金につきましては、24年度決算見込みから計上いたしました。地方交付税につきましては、地方財政計画をもとに試算した額を計上いたしました。

国県支出金につきましては、確定した額を把握することは困難であるため、制度に基づき見込まれる額を計上いたしました。

繰入金につきましては、取り組む事業の内容や財源の状況から判断し、ふるさとづくり、公共施設等整備、口蹄疫復興の3基金の活用を図ることといたしました。

町債につきましては、政策目標や事業効果等の検討、財政の健全性にも考慮し、後年度交付税措置される地方債は有効活用すべきと判断して計上いたしましたところでございます。

続きまして、歳出予算の概要を申し上げます。

議会費につきましては、昨年に引き続き、地方議会議員年金制度見直しに伴う、議員共済組合負担金及び議員活性化調査研究費ほか、議会運営にかかる所要額を計上いたしました。

総務費につきましては、町史の追補版を発刊するための編さん事業、広報番組放送委託事業、町内巡回バス運行委託、参議院議員選挙費等を計上いたしました。

民生費の社会福祉関係費につきましては、老人措置費や介護給付費、訓練等給付費等の障害者の自立支援費、国民健康保険特別会計ほか2特別会計への繰出金の所要額を計上いたしました。

児童福祉関係では、児童手当、私立保育園委託料、放課後児童クラブ、延長・休日保育等の子育て支援事業や、乳幼児医療費助成に係る所要額ほか本年から新たに開設します基幹相談支援センターと高齢者等多世代交流拠点施設にかかる所要額を計上いたしました。

衛生費につきましては、子宮頸がんワクチンを初め、各種の予防接種事業、妊婦・乳幼児健康診査事業、健康増進推進事業費等の母子健康事業費ほか、合併処理浄化槽設置事業補助金、し尿、廃棄物の処理経費、西都児湯環境整備事務組合負担金等の所要額を計上いたしました。

農林水産業費につきましては、新規就農者支援給付金、家畜導入補助金、県営土地改良事業負担金、美しい農地形成活動補助金、口蹄疫家畜埋却地再生整備工事等の農業費、サザエ、アワビ稚貝放流委託料の水産業費、松くい虫防除委託、枯れ松伐倒駆除委託等の林業費の所要額を計上いたしました。

商工費につきましては、新商品開発及び販路拡大支援事業委託、高鍋町観光振興基本計画策定委託、商店街まちなみ景観形成補助金等の所要額を計上いたしました。

土木費につきましては、社会資本整備事業費、急傾斜地崩壊対策事業費、公園維持管理



費、下水道事業特別会計繰出金などの所要額を計上いたしました。

消防費につきましては、消防団の訓練・出動経費、町防災訓練経費、SOSネットワーク・防災情報配信システム更新経費、東児湯消防組合負担金などの所要額を計上いたしました。

教育費につきましては、問題を抱える子ども等の自立支援事業、学校生活支援嘱託員報酬の拡充、東小第3棟高架水槽取りかえ工事、学校給食調理委託料などの学校教育の所要額を計上いたしました。

社会教育では、自治公民館運営補助金、学校支援地域本部事業、町体育館大規模改修事業、図書館古文書整備事業、美術館企画展示事業などの所要額を計上いたしました。

また、先ほども申し上げましたが、今後も、義務的経費であります扶助費の伸びは抑えられず、厳しい財政運営を強いられる状況は続くものと推測されます。限られた財源の中で、予算の重点化、効率化を図りながら、行財政改革の推進に努めてまいり所存でございます。

次に、議案第22号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ29億6,112万8,000円となり、前年度当初予算と比較すると、5.2%の増でございます。

予算の主なものとしては、歳入では保険税、国県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計からの繰入金等でございます。

歳出では、人件費等であります総務費、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費、公債費及び諸支出金等でございます。

次に、議案第23号平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ4億4,407万9,000円となり、前年度当初予算と比較すると、1.9%の減でございます。

予算の主なものとしては、歳入では保険料、一般会計からの繰入金、宮崎県後期高齢者医療広域連合からの特定健診等実施委託料及び温泉無料保養券助成事業に伴う交付金等の諸収入でございます。

歳出では、保険料賦課徴収等の事務経費、後期高齢者広域連合への納付金、健康診査及び温泉無料保養券助成事業経費等の保健事業費でございます。

次に、議案第24号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ3億9,070万4,000円となり、前年度当初予算と比較すると、7.6%の減でございます。

予算の主なものとしては、歳入では、負担金、使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、町債等でございます。

歳出では、汚水管渠工事請負費、委託料、人件費、公債費等でございます。

次に、議案第25号平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1,136万9,000円となり、前年度当初予算と

ほぼ同額でございます。

予算の概要は、高鍋町、新富町、木城町の介護認定審査に要する経費で、予算の主なものといたしましては、歳入では新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金で、歳出では委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第26号平成25年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1億7,472万5,000円となり、前年度当初予算と比較して、11.2%の増でございます。

予算の内容は第5期介護保険事業計画による2年目の予算となっており、予算の主なものといたしましては、歳入では保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金でございます。歳出では、保険給付費、地域支援事業費及び事務的経費でございます。

次に、議案第27号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ1,700万6,000円となり、前年度当初予算と比較すると、13.3%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、使用料で新規加入地区分を増額したところでございます。歳出では、使用水量記帳指導や、メーター検針を行う嘱託員、パート事務職員の報酬及び賃金、一ツ瀬地区の国営施設使用料及び負担金でございます。

次に、議案第28号平成25年度高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数8,766戸、年間総配水量220万立方メートルを予定しての予算編成でございます。その結果、収益的収支は、収入総額4億2,475万2,000円、支出総額4億4,480万7,000円でございます。

収入の主なものは給水収益で、支出の主なものは、動力費、修繕費、企業債利息、減価償却費などでございます。また、資本的収支は、収入総額1億3,000円、支出総額3億7,586万6,000円でございます。支出の主なものは、建設改良費、企業債償還金等で、収入が支出に不足する額につきましては、損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

以上、19件の議案につきまして、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

---

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

午後1時35分散会

---